

令和7年12月吉日

薬局・店舗販売業各位

一般社団法人奈良県薬剤師会
会長 後岡 伸爾

緊急避妊薬販売にかかる早期研修の受講（お願い）と 緊急避妊薬販売の薬局・薬剤師の登録について（ご案内）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、緊急避妊薬がスイッチOTC医薬品（特定要指導医薬品）として製造販売承認を取得したことはすでにご存じのことと思いますが、早ければ令和8年2月にも販売が開始される予定です。

すでに国からも通知がありましたように、①「緊急避妊薬の販売に係る薬局・薬剤師に求められる要件」及び②「近隣の産婦人科医等との連携体制の構築」が求められており、「近隣の産婦人科医等との連携体制の構築」については、現在、本会と、県医師会並びに産婦人科医会と協議を進めているところです。

① 「緊急避妊薬の販売に係る薬局・薬剤師に求められる要件」につきましては、公益財団法人日本薬剤師研修センターが実施する「緊急避妊薬の調剤及び販売に関するe-ラーニング」を受講し、その後、報告用ウェブサイトを介して、厚生労働省へその旨申告が必要となっております。

【別紙1】参照

なお、受講修了証が届くまでに2週間程度必要とのことですので、早めに準備をお願いします。

② 「近隣の産婦人科医等との連携体制の構築」のための「緊急避妊薬販売薬局等名簿」への掲載を希望する薬局については、【別紙2】に記載のURL若しくはQRコードから、掲載申請（登録）をお願いします。

11月10日付「緊急避妊薬販売に関する意向調査について」により、販売の意向のご確認をさせていただきましたが、今般、薬局・店舗販売業における研修を受講した薬剤師が勤務していることの確認が必要ですので、当該入力が必須となります。

入力（登録）をいただきました薬局等については、奈良県薬剤師会事務局から、「緊急避妊薬販売に係る奈良県医師会・薬剤師会間の連携体制参加にあたっての確認書」（現在調整中）を郵送させていただきますので、内容等をご了知のうえ、返送いただきますようお願いします。

つきましては、令和8年1月15日（木）までに、登録いただきますようお願いします。

なお、意向調査で販売予定として回答いただいた薬局等についても、再度、申請及び薬剤師の登録をお願いします。名簿への掲載にあたって会員薬局は無料ですが、非会員については後日1施設あたり年間の費用を徴収させていただく予定です。

来年2月から発売予定の、
※緊急避妊薬（特定要指導医薬品）の販売を予定
している薬局・店舗販売業・薬剤師は、至急に
対応ください。

今般、緊急避妊薬がスイッチOTC医薬品（特定要指導医薬品）として製造販売承認を取得したことを受け、厚生労働省より「緊急避妊薬の販売に係る薬局・薬剤師に求められる要件」並びに「近隣の産婦人科との連携体制の構築」についての通知が発出されております。

薬剤師の研修、薬局・店舗販売業に求められる要件について、至急対応が必要ですので、ご確認ください。

薬剤師の研修

1. 受講すべき研修

公益財団法人日本薬剤師研修センターが実施する「緊急避妊薬の調剤及び販売に関するe-ラーニング」を受講し、修了証を受領すること。

2. 研修後の手続き（厚生労働省への申告）

研修を修了し当該緊急避妊薬の販売を希望する薬剤師は、薬局管理者の許可を得たうえで、報告用ウェブサイトを介して、厚生労働省へその旨申告すること。

薬局・店舗販売業に求められる要件

1. 上記の研修を修了した薬剤師が勤務していること。

2. プライバシーへの十分な配慮、緊急避妊薬を服用するための飲料水の確保等に対応できる体制を整備していること

3. 近隣の産婦人科医等との連携体制を構築していること

当該緊急避妊薬による避妊の成否を確認するため、服用3週間後を目途に産婦人科受診又は妊娠検査薬を実施するよう需要者に説明するとともに、必要に応じて、緊急避妊薬購入時に併せて妊娠検査薬の購入を促すこと。

近隣の産婦人科医等との連携体制の構築について

特定要指導医薬品である緊急避妊薬を薬局等において販売する際、

- 1) 薬局等に緊急避妊薬の販売を求めたが、薬剤師が販売不可と判断した場合
- 2) 販売可であっても医師による診察が必要と薬剤師が判断した場合
- 3) 服用から3週間後に受診する先がない場合

等のケースにおいては、需要者を、薬剤師から産婦人科医へ適切に紹介する必要があります。服用後の予期せぬ妊娠成立時に中絶の機会を逸さない対応が必要であるほか、性暴力への対応の観点からも、薬剤師と産婦人科医の連携が重要となります。

「近隣の産婦人科医等との連携体制の構築」について、薬局等が所在する地域の都道府県医師会と都道府県薬剤師会との間で予め合意されている場合には、

都道府県薬剤師会でとりまとめる「緊急避妊薬販売薬局等名簿」と
都道府県医師会でとりまとめる「連携医療機関名簿」の相互の共有をもって、連携体制とできる、とされました。

この場合、薬局の管理者（店舗販売業の場合は店舗管理者）からの要請により都道府県薬剤師会が「緊急避妊薬販売薬局等名簿」へ当該薬局・店舗販売業の店舗を掲載することをもって、連携体制に参加とみなされます。



連携体制に参加を希望する場合には、

下記、URL若しくはQRコードより、「緊急避妊薬販売薬局等名簿の掲載申請及び薬剤師の登録」を行ってください。

URL :

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSfur6AQRbZ83jKHzQflanihelTwqDQhlnBzzXLq7H5oT8AVTA/viewform?usp=header>



なお、掲載申請（薬剤師の登録）にあたっては、日本薬剤師研修センターが実施する「緊急避妊薬の調剤及び販売に関するe-ラーニング」の修了証に記載されている「発行番号」が必要となりますので、ご準備ください。日本薬剤師研修センターからの修了証の送付には、受講修了から約2週間程度必要とのことですので、早めにご準備ください。